

入札公告

香川県警察本部警務部会計課第32号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年2月9日

香川県知事 池田 豊人

1 入札に付する事項

(1) 案件名

軽食用自動販売機設置

(2) 内容

仕様書による

(3) 設置場所

仕様書による

(4) 設置期間

令和8年4月1日から9年3月31日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を令和8年3月4日午後5時までに電子メールにより提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（軽食用自動販売機設置）」とすること。

提出先：kskaikei@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和8年2月9日から令和8年2月18日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後5時15分）

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県警察本部警務部会計課 施設・管財係

電話番号 087-833-0110

FAX 087-831-1775

メール kskaikei@pref.kagawa.lg.jp

なお、入札説明書等の郵送等(FAX・メール)を希望する場合は、上記担当に電話連絡すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年2月18日午後5時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和8年2月19日から令和8年2月20日までの間(休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)、4に示した場所において閲覧に供するとともに、令和8年2月20日午後5時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にFAX(メール)で送付する。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札書等の提出

ア 入札書を持参する場合

a 提出日 令和8年3月5日 午前9時

b 提出場所 4の場所

イ 郵便又は信書便による場合

a 提出日 令和8年2月27日～令和8年3月4日(期間内必着)

b 送付先 4の場所

(2) 開札の日時

令和8年3月5日 午前9時

(3) 開札の場所

香川県警察本部警務部会計課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

可とする。(郵送の場合は書留(簡易書留可)とし、信書便の場合は書留に準ずる方法に限る。)

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年2月24日までに軽食用自動販売機設置保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和8年2月26日午後5時までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

- (4) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 代表一般役員等（申込者の代表役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められる者。
- ② 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められる者。
- ③ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められる者。
- ④ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- ⑤ 契約等の相手方が①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められる者。
- ⑥ ①から④までのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していった場合（⑤に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかった者。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び代表一般役員等が当該団体の役職員又は構成員でないこと。
- (6) 香川県税に滞納のない者であること。（香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。）
- (7) 法人にあっては、香川県内に本社（本店）、支店又は営業所を有し、個人にあっては、香川県内で事業を営んでいる者であること。
- (8) 食品用自動販売機設の設置業務の管理・運営において3年以上の実績がある者であること。
- (9) 設置事業者が設置場所を第三者に転貸することにより自動販売機を設置するものでないこと。
- (10) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載の書類を令和8年2月24日午後5時までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は、令和8年2月24日までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年2月26日午後5時までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。